

## 第5回野川地区住居表示検討委員会

日時：平成29年2月10日（金） 午後6時00分から

場所：野川会館

挨拶 鈴木 戸籍住民サービス課長

手塚委員長

### 議題

(1) 第4回検討委員会（平成28年11月15日開催）の確認事項  
【資料1】

(2) 新町界・新町名（案）について【資料2-1, 2-2】

(3) 市民からの意見について

(4) その他

・次回検討委員会の開催について

日時：平成29年4月下旬予定

会場：野川会館

議題：新町界・新町名案（丁目の境界・配列）の検討について  
実施時期について

〈事務局〉

川崎市市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課

担当 吉田、辻村、荒木、平田

電話 200-2736

## 第5回野川地区住居表示検討委員会名簿

平成29年2月現在

	役職	氏名	所属
1	委員長	手塚 文雄	野川町内会
2	副委員長	山本 友彦	野川台自治会
3	副委員長	庄司 幹夫	県営野川南台団地自治会
4	副委員長	山川 美恵子	野川西団地自治会
5	副委員長	柴田 眞	野川東住宅自治会
6	副委員長	西銘 豊子	野川中耕地自治会
7	委員	亀ヶ谷 修	野川町内会
8	委員	松井 一夫	
9	委員	森 正一	
10	委員	白井 潔	
11	委員	白井 昭雄	
12	委員	手塚 和之	
13	委員	青木 保男	
14	委員	中里 達男	
15	委員	白井 裕一	
16	委員	小野瀬 朋子	
17	委員	大浪 よし子	
18	委員	白井 竹男	
19	委員	和田 直子	
20	委員	日高 敏雄	
21	委員	鈴木 邦男	
22	委員	辻本 勤	
23	委員	櫻井 旦久	県営野川南台団地自治会
24	委員	井上 ノリ子	
25	委員	川辺 峰夫	
26	委員	仲西 久子	
27	委員	川田 茂	野川西団地自治会
28	委員	三上 正勝	
29	委員	亀谷 芳子	
30	委員	阿部 日出子	野川東住宅自治会
31	委員	早川 敏行	
32	委員	八巻 吉子	
33	委員	戸叶 穂子	
34	委員	高橋 咲子	
35	委員	西澤 三典	野川中耕地自治会
36	委員	田中 正博	
37	委員	平山 順子	
38	委員	杉本 豪	

順不同・敬称略

## 第4回野川地区住居表示検討委員会摘録

日 時：平成28年11月15日（火） 18：00～

場 所：野川会館

出席者：野川地区住居表示検討委員

戸籍住民サービス課 鈴木課長、吉田係長、辻村、荒木

## 【議題（1）】 第3回検討委員会（平成28年8月19日開催）の確認事項

○事務局より、配布資料に基づき確認事項について説明し、確認された。

○確認された「第3回野川地区住居表示検討委員会摘録」をホームページに掲載することを事務局より説明し、了承された。

## 【議題（2）】 新町界・新町名（案）について

○事務局より、第3回検討委員会において、保留となっていた地区界の調整箇所1及び調整箇所2（別紙資料図1・2参照）について、後日、関係する町内会・自治会と調整した地区界の線引きの検討結果を次のとおり報告した。

## [調整箇所1]

「野川台」を中心とするB地区とC地区の一部の境界部分については、道路等を境界とした場合には、一部の住民がB地区から外れるため、地元からの強い要望として該当する全ての住民の署名のある要望書が提出されたことを考慮するとともに、1m程度の高低差も認められることから、道路等ではなく、主に民地と民地との境界を地区界と引き直したものの。

## [調整箇所2]

A地区とC地区の境界部分については、南の横大道から県営野川南台団地北側、くぬぎ坂、矢上川まで通ずる道路等を地区界として引き直したものの。特に、県営野川南台団地北側部分については、民地と民地との境界であるが、現状は5m～15m程度の高低差のある擁壁等が続いているため、地形的及び視覚的にも境界として分かりやすいため、引き直したものの。

○報告した調整箇所1及び調整箇所2について了承され、野川地区を6地区に分ける地区界案（別紙資料図3参照）とすることで了承された。

○地区名案について、事務局より、事前に各町内会・自治会において実施したアンケートの結果から3案の地区名案を提案し、バスの停留所や小学校の名称など「野川」の語頭に東西南北が付いていることが多いことから、野川の現況に近い案2が賛成多数で採用された。また案2について、事務局より、D地区を「野川本町」又は「野川中央」とする2案を提案し、賛成多数で「野川本町」とする案2-2を採用することで了承された。（別紙資料図4参照）

○これまでの検討結果として、野川地区の地区界・地区名案については、高津区・宮前区野川地区を6地区に分け、各地区に付す名称として、A地区を「西野川（にしのがわ）」、B地区を「野川台（のがわだい）」、C地区を「南野川（みなみのがわ）」、D地区を「野川本町（のがわほんちょう）」、E地区を「東野川（ひがしのがわ）」、F地区を「北野川（きたのがわ）」とすることで了承された。（別紙資料図5参照）

【議題（３）】お知らせの配布について

○事務局より、配布資料に基づき決定した野川地区の地区界・地区名案の周知方法について説明し、了承された。また、委託業者が平成２８年１２月上旬から現地でポスティングを行う旨を各町内会・自治会内で周知していただくことをお願いし、了承された。

（後日、お知らせ配布業務についてカショーフーズ株式会社と委託契約し、平成２８年１２月１１日から配布することとなった。）

○事務局より、配布資料に基づき配布用及び掲示用のお知らせ（案）の確認を行い、委員より地元住民からの意見等の連絡先を事務局のみとしたほうが良いのではとの意見があり、修正することです承された。

【議題（４）】 市民からの意見について

○事務局より、第３回検討委員会から第４回検討委員会までの期間で、住民から野川地区住居表示に関する意見が１件（内訳 メール：１件）あったことを次の通り報告した。

内容としては、「住居表示の検討を検討委員会の中だけで閉鎖的に決めているのではないか、もう少し周知を徹底すべきではないか、住居表示実施によるメリットを定量的に明確にし、その上で費用対効果を検討し、実施の是非を決めるべきではないのか、そういった意見があることを検討委員会でも伝えてほしい」といった意見をいただき、これまでの野川地区における約１０年に渡る検討経過や、地域の住民からの御意見次第では実施自体の見直しもあり得ること、定量的な効果は把握してはいないが、過去に行ったアンケート調査で、９割以上の方から満足しているとの回答をいただいております、実施をする意義は高いと認識していると説明し、御理解いただいた。

【議題（５）】 その他

○事務局より、道路等の恒久的な施設で線引きされていない野川と隣接する地区との境界について、居住者等への意向調査を行い、承諾を得られる箇所は町界を道路等で線引きできるよう変更するとともに該当する区域を野川又は隣接地区へ編入させる旨を説明し、了承された。

○次回の検討委員会については、平成２９年１月下旬に野川会館での開催を予定する。日時については、手塚委員長と調整し、決定次第、各委員に通知することです承された。

【図1】調整箇所①

承認

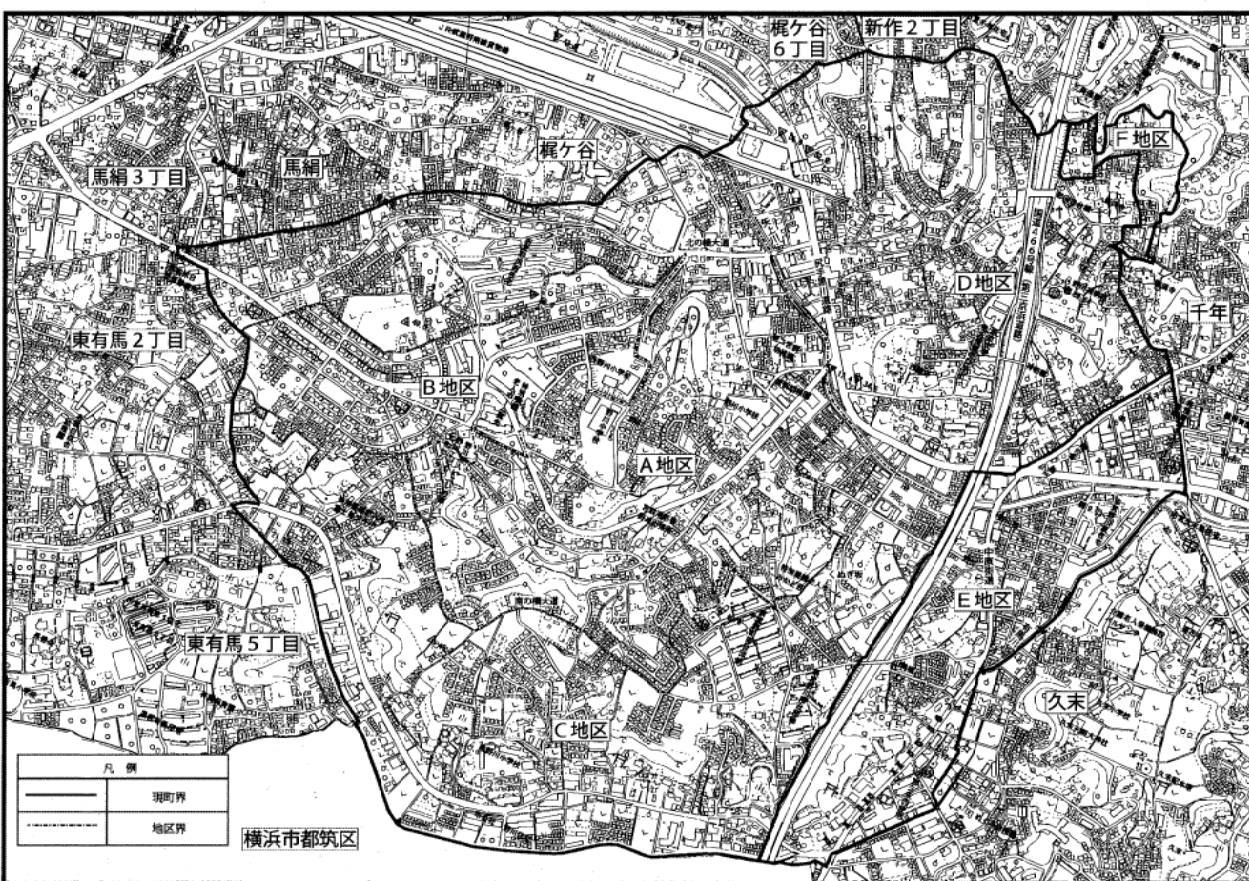


【図2】調整箇所②

承認



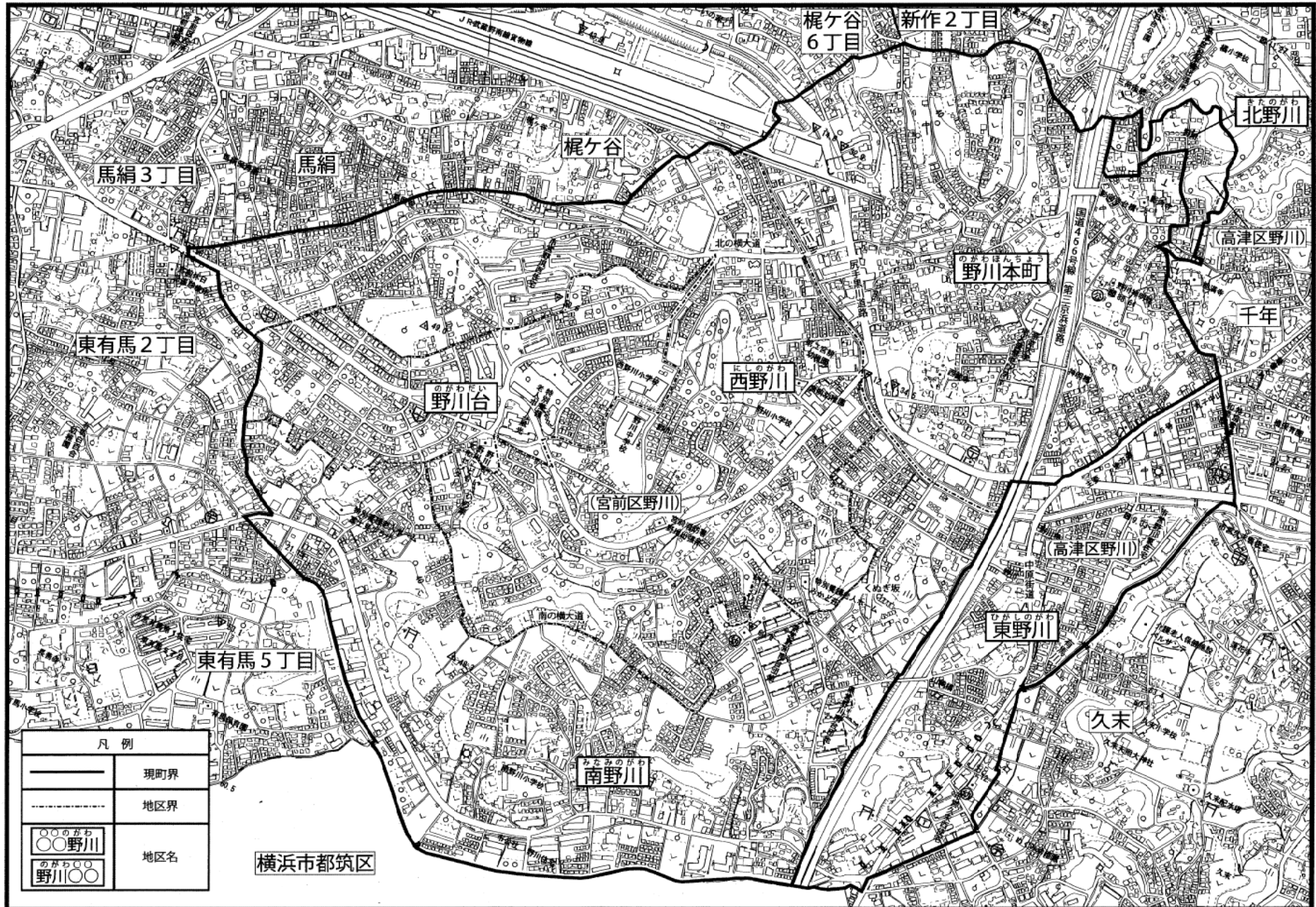
【図3】高津区・宮前区野川地区 地区界案



【図4】高津区・宮前区野川地区 地区名案 (案2-2)

	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区	F地区
地区名	西野川 (にしのがわ)	野川台 (のがわだい)	南野川 (みなみのがわ)	野川本町 (のがわほんちょう)	東野川 (ひがしのがわ)	北野川 (きたのがわ)
各地区の名称 について	野川の西側に位置していることより、それに適した名称とする。	昭和38年の区画整理により開発された区域の名称である「野川台」とする。	野川の南側に位置していることより、それに適した名称とする。	橋郡衙、奈良時代創建の影向寺、野川神明社がある影向寺台地から連なる区域であるため、「本町」を付けた名称とする。	野川の東側に位置していることより、それに適した名称とする。	野川の北側に位置していることより、それに適した名称とする。

【図5】高津区・宮前区野川地区 地区界・地区名案（検討結果）



## 野川地区新町界・新町名案について

### 1 新町界・新町名案を検討するにあたっての基準等

#### (1) 町の境界

- ・町の境界は、公道、河川、水路、鉄道又は軌道の線路など恒久的な施設などとする。
- ・実施区域の状況等によっては、公共溝渠、コンクリート塀などであっても、それが恒久的な施設として認められるものについては、町の境界としてもさしつかえない。

#### (2) 町の規模

6.6ha～33ha（本市における実施例：最小2.4ha、最大、75.9ha）

#### (3) 基準点

宮前区は東急宮前平駅、高津区はJR武蔵溝ノ口駅を基準点とする。

#### (4) 丁目の配列

原則として基準点から放射状につける。

#### (5) 丁目の数

町名に丁目をつける場合はおおむね、5丁目程度とする。

（本市における実施例：有馬1～9丁目）

#### (6) 街区数

30前後の街区数が理想的である。

（本市における実施例：最大60街区、平均22街区）

#### 【参考】

街区：町の中で主に道路・水路等で区切られた区画（例）西野川1丁目1番1号  
（街区符号）

### 2 新町界・新町名案の面積・街区数について（※机上調査による算出）

#### (1) 西野川地区（面積：約87.86ha）

		にしのがわいっちょうめ 西野川1丁目	にしのがわにちょうめ 西野川2丁目	にしのがわさんちょうめ 西野川3丁目
案1	面積 街区数	約31.56ha 約40街区	約25.31ha 約25街区	約30.99ha 約35街区
案2	面積 街区数	約27.56ha 約35街区	約29.31ha 約30街区	約30.99ha 約35街区
案3	面積 街区数	約22.94ha 約35街区	約33.93ha 約30街区	約30.99ha 約35街区

(2) 野川台地区 (面積：約 27.02ha)

		のがわだいいっちょうめ 野川台(1丁目)	のがわだいにちちょうめ 野川台2丁目	のがわだいさんちょうめ 野川台3丁目
案1	面積 街区数	約 27.02ha 約 45 街区	-----	-----
案2	面積 街区数	約 11.32ha 約 25 街区	約 15.70ha 約 20 街区	-----
案3	面積 街区数	約 15.08ha 約 30 街区	約 11.94ha 約 15 街区	-----
案4	面積 街区数	約 9.33ha 約 20 街区	約 6.73ha 約 10 街区	約 10.96ha 約 15 街区

(3) 南野川地区 (面積：約 81.66ha)

		みなみのがわいっちょうめ 南野川1丁目	みなみのがわにちちょうめ 南野川2丁目	みなみのがわさんちょうめ 南野川3丁目	みなみのがわよんちょうめ 南野川4丁目
案1	面積 街区数	約 38.42ha 約 45 街区	約 43.24ha 約 45 街区	-----	-----
案2	面積 街区数	約 20.05ha 約 25 街区	約 38.98ha 約 40 街区	約 22.63ha 約 25 街区	-----
案3	面積 街区数	約 20.05ha 約 25 街区	約 18.37ha 約 20 街区	約 20.61ha 約 20 街区	約 22.63ha 約 25 街区

(4) 野川本町地区 (面積：約 69.04ha)

		のがわほんちよういっちょうめ 野川本町1丁目	のがわほんちようにちちょうめ 野川本町2丁目	のがわほんちようさんちょうめ 野川本町3丁目	のがわほんちようよんちょうめ 野川本町4丁目
案1	面積 街区数	約 27.56ha 約 30 街区	約 22.14ha 約 30 街区	約 19.34ha 約 20 街区	-----
案2	面積 街区数	約 16.66ha 約 20 街区	約 19.27ha 約 20 街区	約 13.77ha 約 15 街区	約 19.34ha 約 20 街区

(5) 東野川地区 (面積：約 37.74ha)

		ひがしのがわ いっちょうめ 東野川(1丁目)	ひがしのがわにちちょうめ 東野川2丁目
案1	面積 街区数	約 37.74ha 約 50 街区	-----
案2	面積 街区数	約 15.65ha 約 25 街区	約 22.09ha 約 25 街区

(6) 北野川地区 (面積：約 4.63 ha 街区数：約 5 街区)

【参考】

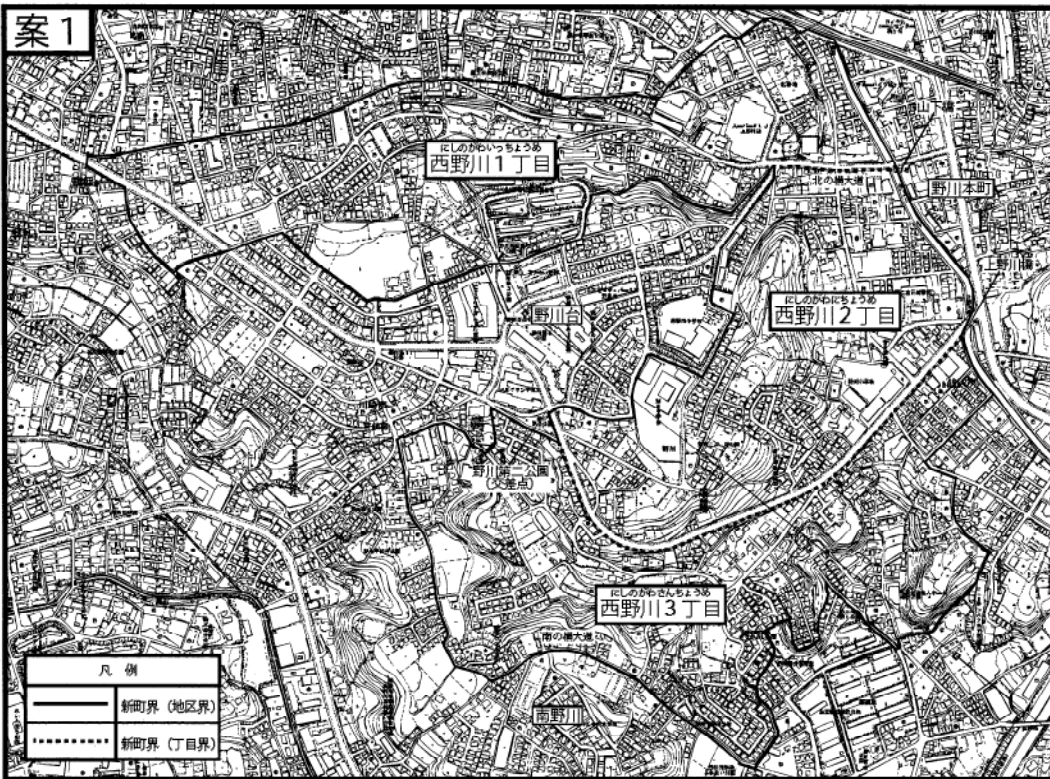
平成28年10月17日実施 宮前区馬絹地区1期の実施例について

馬絹1丁目 (26.5ha 39 街区) 馬絹2丁目 (11.0ha 14 街区) 馬絹3丁目 (12.1ha 20 街区)

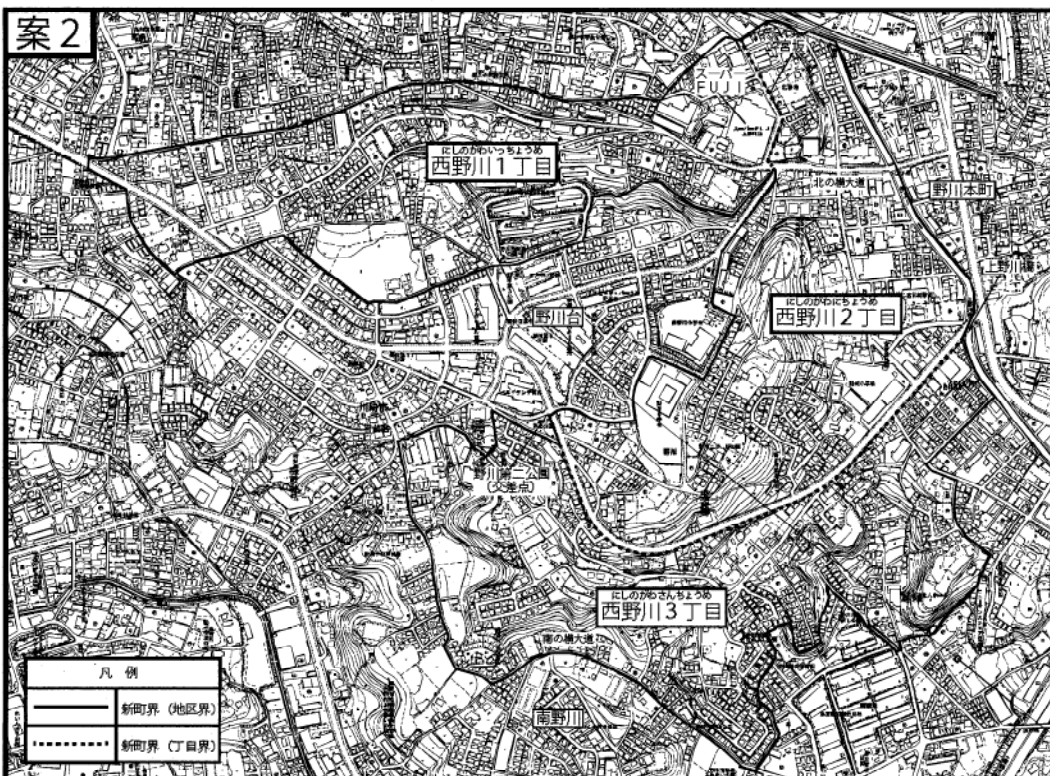


高津区・宮前区野川地区 新町界・新町名案

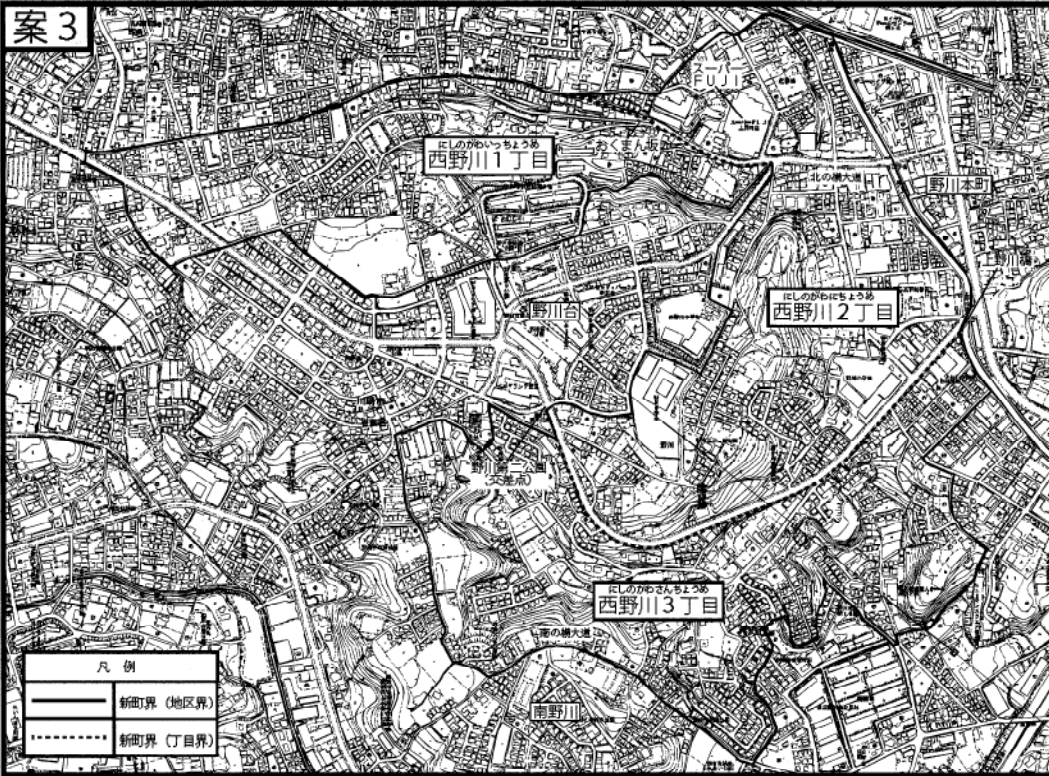
【西野川地区】



「山下橋」を通る幹線道路、「上野川橋」から「野川第二公園」交差点へ通ずる幹線道路を町界として設定し、3つの町に分けた案



「スーパー FUJI」東側を通る幹線道路 (宮坂)、「上野川橋」から「野川第二公園」交差点へ通ずる幹線道路を町界として設定し、3つの町に分けた案



「スーパー FUJI」南側を通る  
幹線道路（おくまん坂）、  
「上野川橋」から「野川第二  
公園」交差点へ通ずる幹線道  
路を町界として設定し、3つ  
の町に分けた案

【野川台地区】



野川台を1つの町とした案



「野川台西口」バス停から「野川第二公園」交差点まで通ずる幹線道路を町界として設定し、2つの町に分けた案

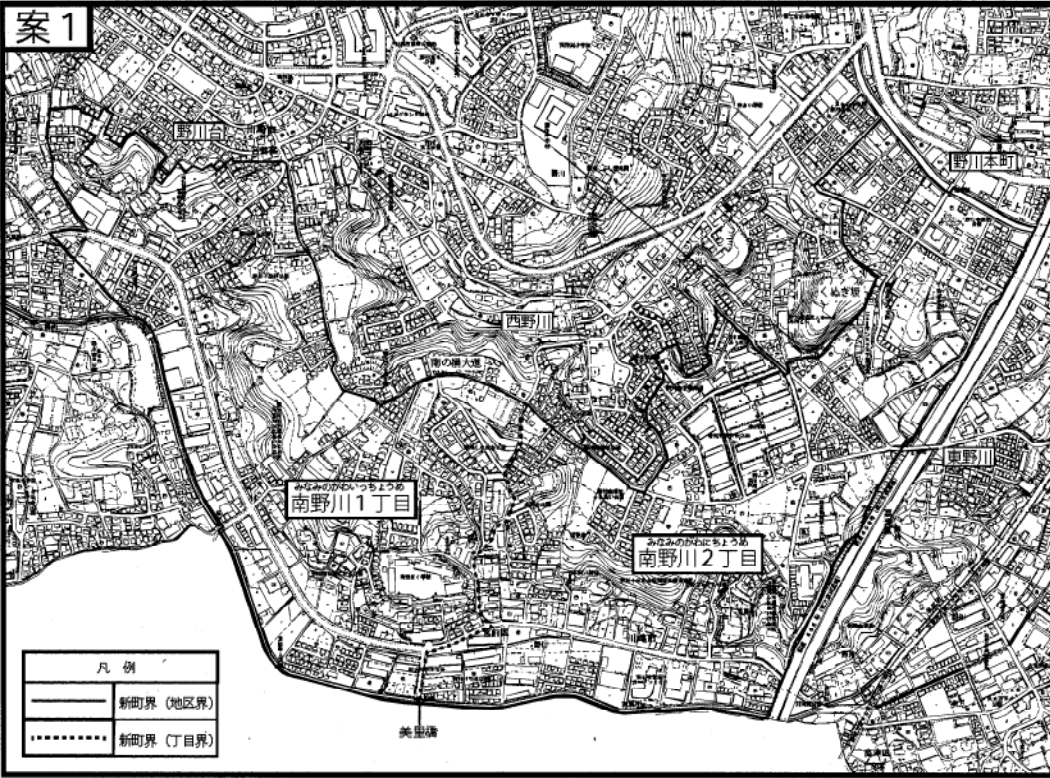


「野川第3公園」から「野川老人いこいの家」まで通ずる道路を町界として設定し、2つの町に分けた案

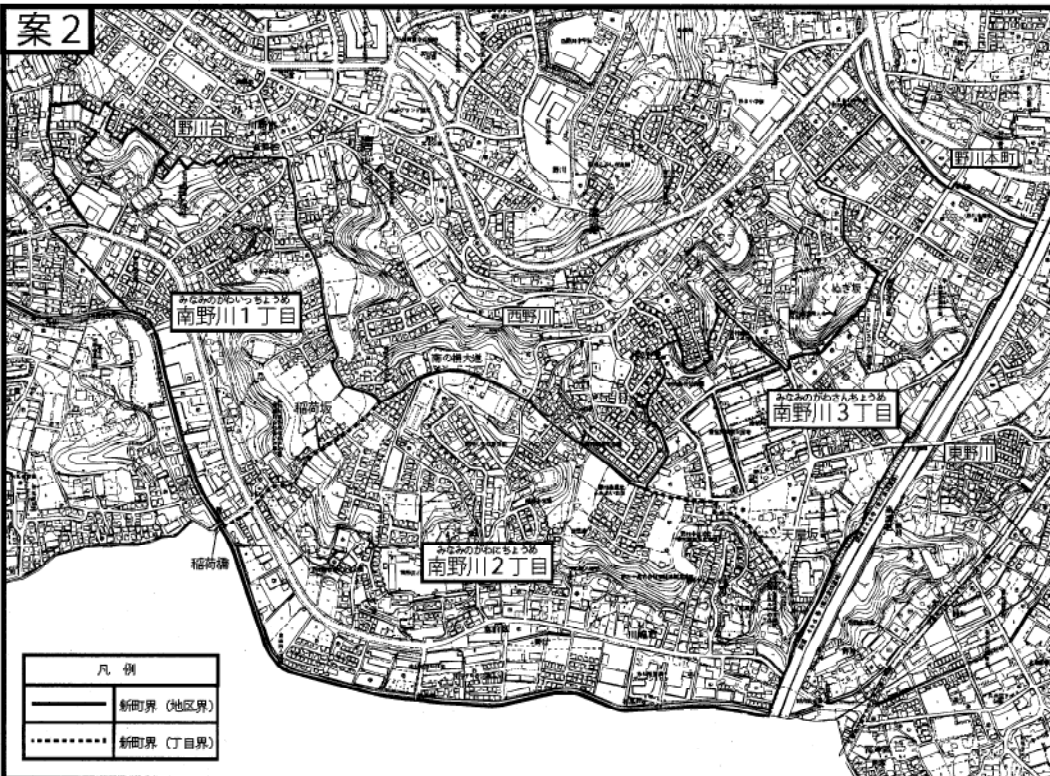


野川台自治会のブロックの区域を町界として設定し、3つの町に分けた案

【南野川地区】

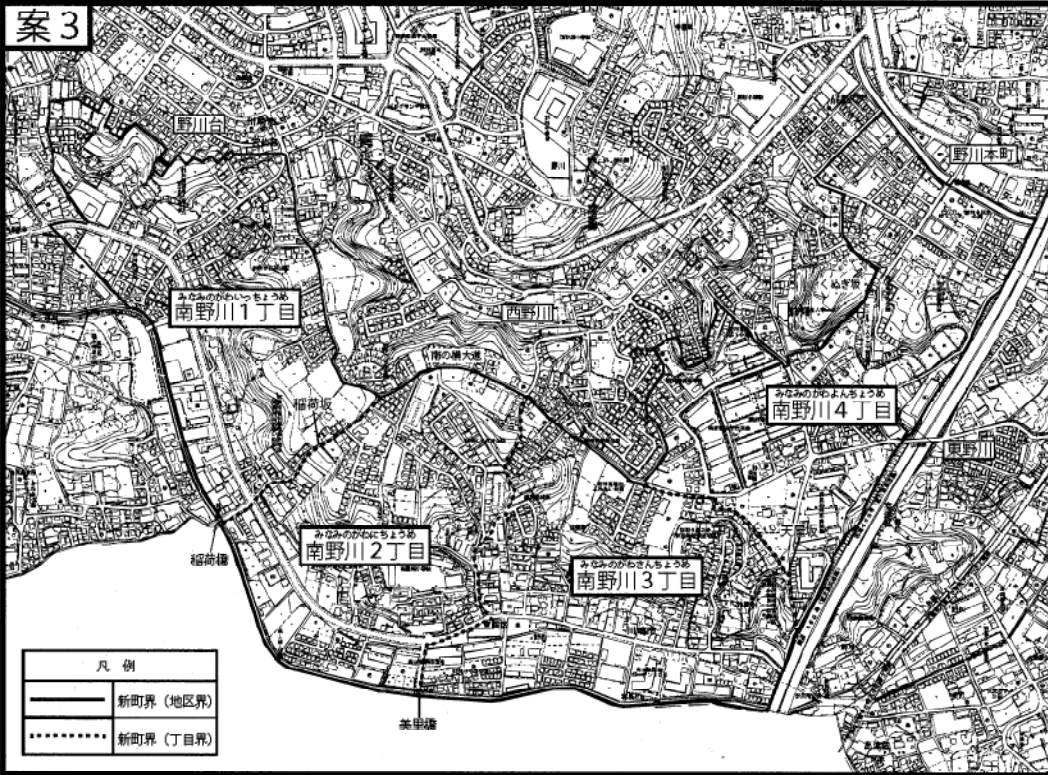


南野川の中央を縦断する旧道から「美里橋」まで通ずる道路を町界として設定し、2つの町に分けた案



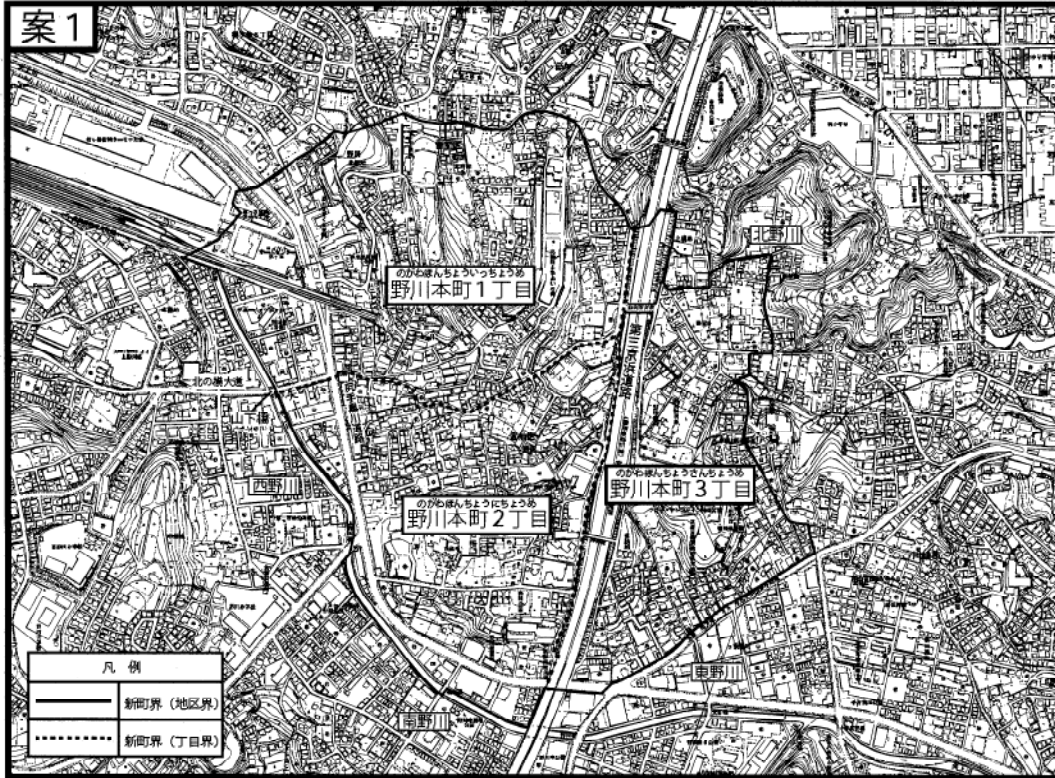
「稲荷坂」や「天屋坂」などの旧道を町界として設定し、3つの町に分けた案

案3

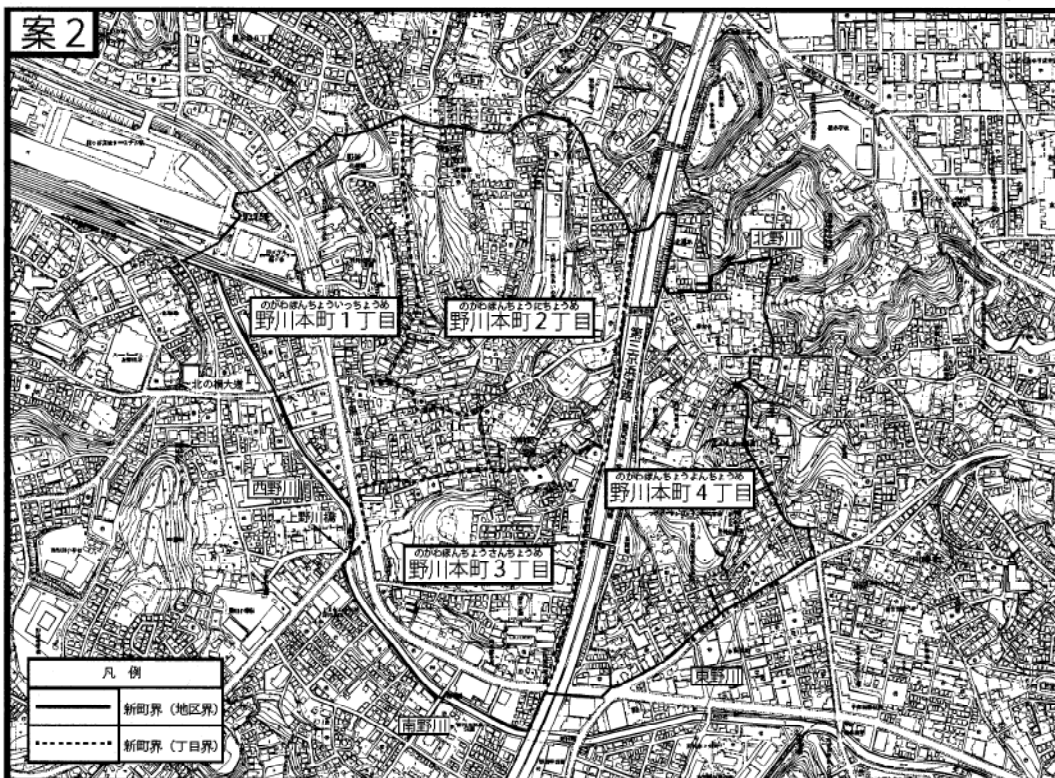


案1と案2における町界を設定し、4つの町に分けた案

【野川本町地区】

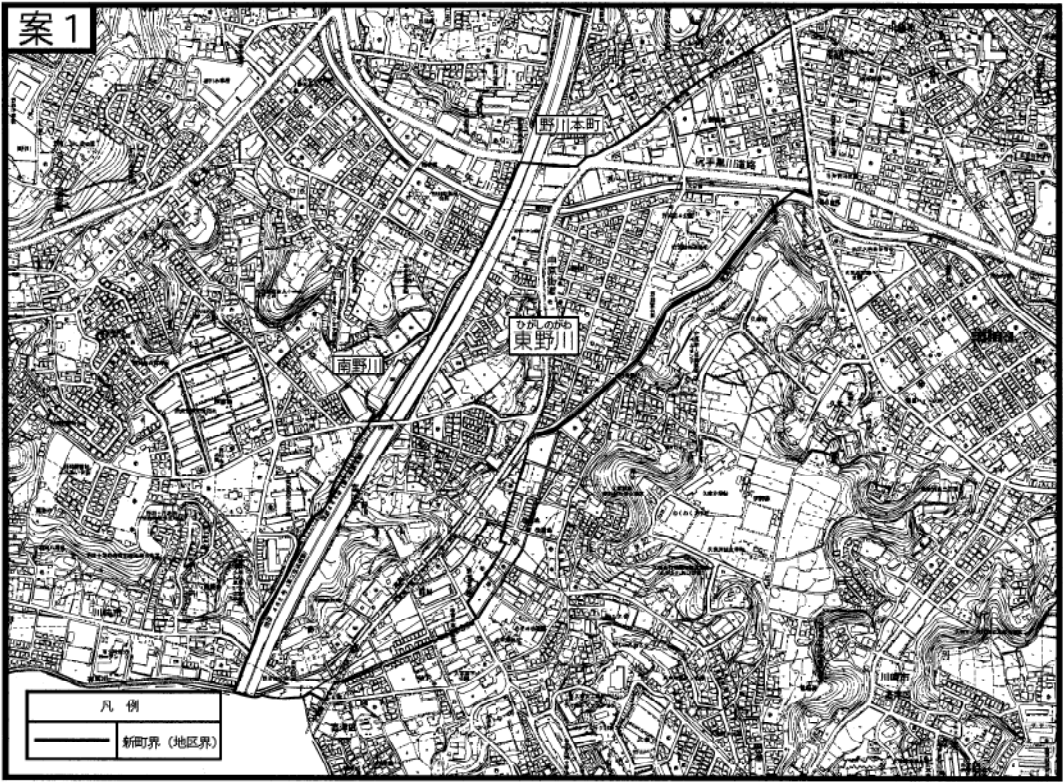


「山下橋」から第三京浜道路まで通ずる旧道、第三京浜道路を町界として設定し、3つの町に分けた案

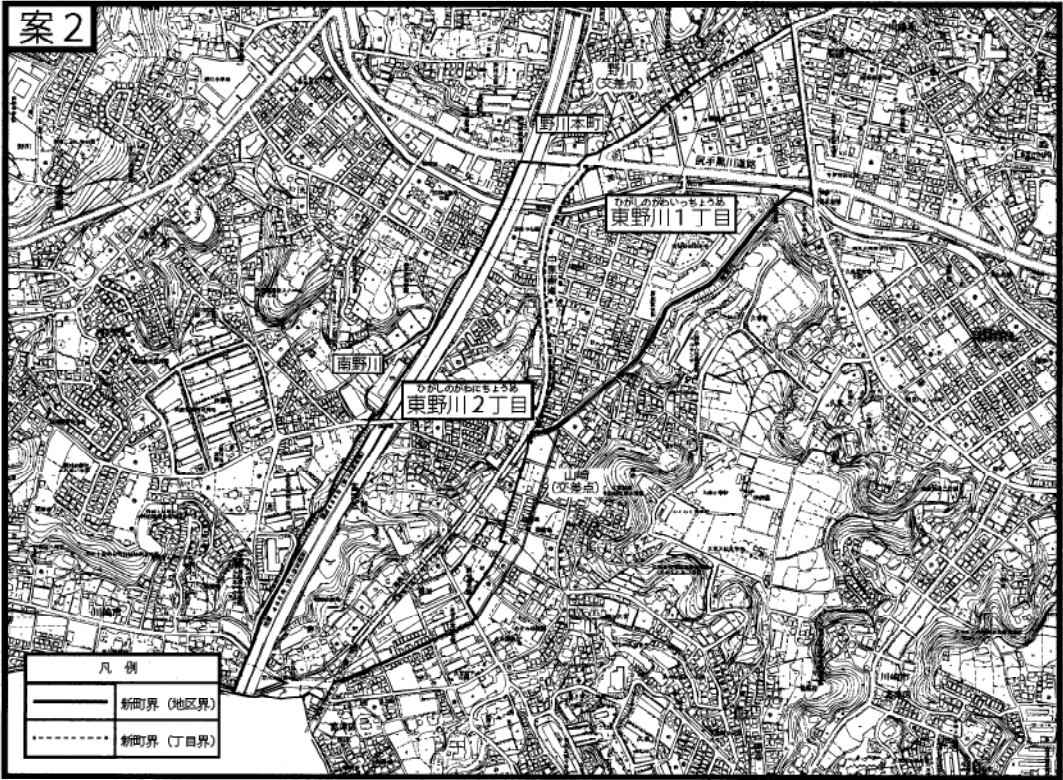


「上野川橋」から第三京浜道路まで通ずる旧道、「かまのやと」沿いの旧道、第三京浜道路を町界として設定し、4つの町に分けた案

【東野川地区】



東野川を1つの町とした案



「野川」交差点から「山崎」交差点まで通ずる県道主要地方道（中原街道）を町界として設定し、2つの町に分けた案